

## 近代批評ジャンル成立の一側面 ノルマントン号探検訴訟とその周辺

富塚昌輝

### 一

明治十九年二月、「新作小説の批評の魁」<sup>①</sup>ともされる高田半峰「当世書生氣質の批評」<sup>②</sup>が発表される。

支那人の批評は讚美を主とし西洋人の批評は刺衝を専らとす（中略）西洋の文学駁々として日々に進み能く世の中の進歩に伴ふて敢て後れざる所以のものは批評家其職分を尽して怠らず揚ぐ可きを揚げ抑ゆ可きを抑へ毫も仮借する所なきか為めなり東洋の文学逡巡退歩の色を現はし萎靡として振はざる所以のものは批評家其職分を怠り徒に諂諛の文字を臚列して其責を塞くか為めなり

高田は、脱亜入欧を文明化の行程とする進歩主義の発想に拠りながら、東洋の文学退歩の因を讚美を旨とする批評に、西洋の文学進歩の因を刺衝を旨とする批評に帰す。「批評の要は切磋に在り批評の要は琢磨に在り」と言う高田にとって、刺衝を旨とする西洋流の批評こそが文学進歩の要諦であり、それゆえ「批評家の責任重にして大」とされるのである。

文学進歩のために「毫も仮借する所なき」批評が必要であるとの認識は、例えば、日本における批評専門雑誌の嚆矢を謳う『出版月評』が、文学進歩のためには「公正ニシテ嚴肅ナル批評」によって「新刊書籍ノ真相ヲ照現」することが大切であると述べたことと通じている<sup>③</sup>。厳しい批評の要請は明治二十年

前後の批評論に通有のものであったが、それならば、この時期の批評論の沸騰と、それらに通底する批評の責任と厳格さとの認識はいったい何に拠っているのか。

柳田泉<sup>④</sup>は、「批評文学」が「公然と要求された」時期を明治十六年頃と見て、その標識として『明治日報』の「明治年代ノ文学ヲ論ジ併セテ批評ノ必要ナル所以ヲ説ク」<sup>⑤</sup>を挙げる。

この社説は、「批評ナル者ハ他人ノ著書ヤ翻訳ヲ事実ニ徴シ或ハ論理ニ照シテ其ノ理非曲直ヲ匡タシ其ノ理ニシテ直ナル者ハ其ノ事由ヲ挙ゲテ称赞シ其ノ非ニシテ曲ナル者ハ一々其ノ欠点ヲ摘示シテ以テ褒貶スルコトヲ云フ」として批評の義解が明記された点で注目されるが、一方で、「世人ガ他人ノ書ヲ読ミ之レヲ論難攻撃シ時アリテハ其ノ論鋒苛酷ニ過グルヨリ誹毀ト区分スルニ苦ム場合」があることに触れられている点も看過し得ない。「勉メテ為スベキ者ニシテ其ノ為サマルヲ却リテ忌ムベキナリ」とされる批評は、「誠ニ悪徳ニシテ世人殊ニ学者ノ最忌マザルベカラザル」誹毀と隣り合っているというわけである。なればこそ、「批評ト誹毀ノ區別」の設定と自覚とは、批評の存立にかかわる重大な問題であった。

其ノ批評ニシテ苟モ悪意ヲ以テセズ又著者訳者ノ一身上ノ毀誉褒貶ニ陟ラザル以上ハ決シテ咎ムベキ者ニアラザルナリ

(中略) 人若シ他人ノ書ヲ批評セムト欲セバ其ノ批評ハ必其ノ書ニ陳ブル所ノ件々ニ限ルベシ決シテ著者訳者一身上ノ毀誉褒貶ニ陟ルベカラズ若シ夫レ其ノ論鋒ニシテ此ノ一点ニ陟ルトキハ批評ハ忽チ誹毀ト変ジ評者ハ必其ノ責ニ任セザルベカラザルナリ

『明治日報』社説が示した批評と誹毀との区別は、後の『出版月評』等の批評論にも引き継がれる。例えば、批評対象を著書の中身に限定すべきであるという点は、「余ハ本書ト本書ノ著者トヲ全ク分離シ余ト本書ノ著者トノ間ニ存スル情実ノ羈絆ヲ切斷シ本書ヲ著者ナキモノト視ナ」<sup>⑥</sup>すという批評姿勢に受け継がれているし、著者一身上の毀誉褒貶に涉るべきではないという点は、「凡そ批評には当に批評の礼節あるべし可を可とし否を否として直言諱む無きは最も大切な徳操なれとも亦た一方には延て其人の身事（ベネツレ）に侵入することあらざるやう慎慮せむこと更に大切なる礼節なり」<sup>⑦</sup>との述言に引き継がれている。

『明治日報』社説によると、この社説が批評と誹毀との区別を定めて注意を促した背景には「往々純然タル批評ヲ以テ誹毀トナシ遂ニ法廷ヲ煩ハスガ如キ非挙アル」との状況があったという。批評の営為に誹毀に通じる要素があることをもって、「純然タル批評」の自由が脅かされかねない事態が生起していたの

である。こうした情況に対する危機感が、「文学ノ進歩ヲ促ス」ためには批評が必要であるとして批評の意義を強く主張し、批評と誹毀との区別を明示してもみせた『明治日報』社説の試みにつながったのであろう。営業権や名誉権と批評の自由との間でどのように利益の調整をはかるかといった攻防が、『明治日報』社説の背後には透けて見えるのである。だとすると、批評論の盛行とそこに見られる厳格主義とは、一面では、批評の危機の裏返った表現であったとも言えよう。

これまで、近代批評ジャンルの成立の要因については、当時の批評論に拠りながら、書籍数の増大という出版情況の変容によって説明されることが多かった<sup>⑧</sup>。しかし、近代批評の成立期において、批評の利益の主張が、一面において「法廷」での争いをスプリングボードとしていたならば、その成立の様態を考えるためには、紙誌上の批評論に着眼するだけでは十分でない。そこで本稿では、批評と誹毀とをめぐる民事訴訟を取り上げることで、近代批評ジャンルの成立に関する考察を行ってゆきたいと思う<sup>⑨</sup>。特に、ノルマントン号探検の成果をめぐって争われた「横浜始審裁判所明治廿年第五百五十五号名誉回復之件」に焦点を当てたい。なぜなら、この裁判は、「書讒ノ要素五アリ（一）悪意ヲ以テスルコト（二）書類ヲ以テスルコト（三）公布スルコト（四）事柄ノ不実ナルコト（五）名誉ヲ汚

損スヘキ言語ヲ用ヒタルコト」として文書誹毀の構成要素が明示された裁判であり、「學術技芸上ノ批評ト雖現実ノ事実ヲ以テ虚妄トナスモノハ其責ヲ免レス」として批評と誹毀との境界劃定をめぐる判断が示された裁判だからである<sup>⑩</sup>。

また、この裁判の判事を務めた中橋徳五郎は裁判言渡書の中で、「我国ニ於テ書讒ヲ基礎トナシ名誉回復ノ訴訟ヲ提起シ世人ノ耳目ニ接シタルモノ」の先例として、「東京組合代言人等ヨリ東京日々新聞社ニ対スル訴訟」（以下「代言人訴訟」と「売薬商ヨリ時事新報社ニ対スル社説取消ノ詞訟」（以下「売薬訴訟」）の二つを挙げている<sup>⑪</sup>。本稿では、この二つの訴訟についても取り上げ、批評と誹毀とをめぐる民事訴訟の文脈を掘り起こしてみたい。

その際、注意を要すべきは、これらの訴訟について中橋が「世人ノ耳目ニ接シタルモノ」と述べたことである。今回取り上げる訴訟は、どれも新聞の論説や投書が訴訟の引き金となったものであり、そのこともあって、訴訟の過程が新聞や雑誌において詳細に報道された訴訟であった。さらには、そうした報道を受ける形で批評に関する様々な議論の呼び水となった訴訟でもあった。つまり、批評と誹毀とをめぐる民事訴訟と紙誌上の批評論とは思いのほかに近いところにあつたのである<sup>⑫</sup>。

そうした視野において近代批評ジャンルの成立期を捉えてみ

るとどのような問題が見えてくるのか、本稿ではそんなことを考えてみたい。

## 二

まず、代言人訴訟を取り上げてみたい。

明治十四年三月十四日、「健訟ノ弊風ヲ矯正スベシ」と題する社説が『東京日日新聞』（以下『日日』）に掲載される。この社説は、「民事訴訟ノ件数ハ日ニ一日ヨリ増ス」という近時の情況について、その原因を「人民互相ノ權利ヲ明示スル民法ノ未ダ整理セザルト人民互相ノ權利ノ争論ヲ挑撥スルノ代言人アルトノ二者」に見る記事であった。その中に、「争論ヲ挑撥スルノ代言人」にかかわる次の記述があった。

今日我国ノ代言人ノ中ニ於テ二三ノ士ヲ除クノ外ハ概ネ其名ヲ良民ニ代リテ權利ヲ恢復シ利益ヲ弁護スルニ籍ルトハ云ヘトモ其実ハ甲乙ノ争論ヲ教唆シテ訴訟ヲ起サシメ以テ各自ノ生活ヲ謀ルニ過ギザルガ故ニ或ハ骨肉朋友ノ間ニモ立入りテ之ヲ離間シ些少ノ口論モ之ヲ挑撥シテ遂ニ法廷ニ判決ヲ請ハシムルニ至リ

この記述が東京代言人組合の怒りを買うことになる。当初、東京代言人組合側は、「我輩ハ概シテ新聞社ノ如キニハ成ヘク言論ノ自由ヲ得セシメンコトヲ冀望スル」<sup>15)</sup>という配慮から当事者間の解決を望んでいたが、日報社側は応じず、結局、東京代言人組合百七名は日報社社長福地源一郎を相手どって訴訟をおこす。

東京代言人組合側は、先の引用箇所に対して、「我輩代言人ガ最モ貴重スル所ノ名誉ヲ毀損」し「讒誣」するものであると主張し、「名誉ヲ回復」するため謝罪文の掲載を要求する<sup>16)</sup>。かくして始まった本訴訟は、「本訴ノ勝敗ハ直ニ言論ノ自由ヲ消長スルニ足ルノ大関繫アル」<sup>17)</sup>はずの裁判であったが、本訴の審理が進められる前に、鈴木慧淳（大谷光瑩代理）、島本仲道、成島柳北の仲裁により、和解が成立することになる。

この訴訟は、職業に対する一般的な論評に対して名誉毀損が成立するか否か、別言すれば、自らの従事する職業に対する辛辣な言論が同時に自らの名誉に対する毀傷でもあるとする感性が法的救済の対象となり得るのか否かが争点となったものであった。この点についてはほとんど触れられないまま和解に至ったのだが、この裁判は各新聞の報道等によって世間の耳目を引くところとなり、言論の自由と名誉権との調停に関するいくつかの動向を引き出すことになる。

まず、この訴訟に関する『東京曙新聞』（以下『曙』）の論説を見てみたい。『曙』は、「新聞紙上ニ論ジタル者ハ亦タ論難弁駁其記者ヲ心服セシムレバ則チ可ナリ」<sup>16</sup>との立場から、法廷闘争に持ち込んだ代言人側に注文をつける。さらに、「筆誅ト讒謗ノ區別」<sup>17</sup>と題する社説を掲載して、筆誅と讒謗を混淆することへの危惧を示す。

筆誅トハ何ゾヤ凡ソ社会ノ事物ニシテ不善不正ノ作用ヲナス者アレバ論者ガ筆鋒ヲ以テ其弊害ヲ論難排撃シ之レヲ誅戮スル則チ是也故ニ筆誅ハ社会ノ事物ニ至蔽ノ刺衝ヲ与ヘ奮励ノ氣ヲ増シ改悟ノ念ヲ起シ謹戒ノ心ヲ加ヘシムル功德アリト云ハザル可ラズ

このように「筆誅」の意義を示した上で、その方法と目的については、「筆誅ノ事タルヤ事理ノ当然ヲ推シ実務ノ至当ヲ極メテ以テ敢テ罵詈ニ涉ラズ讒毀ニ走ラズ至誠至理ノ言論ヲ用ヒテ其弊害ヲ矯正スルヲ目的トスルニアリ」と述べる。こうした論の立て方は、後の批評と誹毀との区別にまっすぐ結びつくものであるが、代言人訴訟を梃子にして、筆誅と讒謗とを区別することの必要性が自覚されるとともに、筆誅≡批評の意義の認知がはかられるのである<sup>18</sup>。

次に、代言人訴訟を題材として東京大学で開かれた模擬裁判を取り上げたい<sup>19</sup>。この擬判の特徴は、「全く英吉利法理ヲ根拠トシ組成スルモノ」という点にある。日本において民事における誹毀の法理が定まっていない時期に、英法の法理を用いて裁判を組み立てたことは、劃期的な試みであった。この擬判の対審は、「日報社々説ハ原告ヲ指名シテ讒謗シタル旨ヲ明示セサル」という指定の問題、「記載ノ事実ノ虚構ニ非ルコトヲ証明スル時ハ訟権ヲ失フ者トス」という不実性の問題など、擬被告側が英国の法理を根拠として訴状を検討し、それに対して原告側が反論を行うという形で進められてゆく。その中で、特に注目すべきは「讒謗モ法律ノ問サル場合アリ是レ全く社会便益ノタメナリ之ヲ英法ニテ「プリビリーヂド、コンミュニケーション」(特許言論)ト云フ」という法理が紹介されたことである。「特許言論」(Privileged Communication)とは「道徳上或ハ社会ニ対スルノ義務アルカ自益他益ヲ計ルカ或ハ政事家ノ公行ノ行為ヲ駁論シ或ハ刊行書類ヲ評スルノ類」の特権のことである。「特許言論」については売薬訴訟のところであらためて取り上げるが、「刊行書類ヲ評スルノ類」を特権的な言説とする法理がここで提示されたことは留意しておきたい。

最終的に、この擬判は、原告は「名誉回復ノ訴ヲ起スヘキ訟権ヲ有スルヤ否ヤ」という点から審理が行われ、「凡ソ名誉毀

損害償ノ訶訟ヲ起スニハ必ス其名譽ヲ毀損セシ者ト認ムル所ノ  
文章中ニ於テ起訴者ヲ明カニ指名スルカ若クハ縦令ヒ明ニ指名  
セサルモ暗ニ起訴者ヲ指名スルコトヲ証明スルニ足ルヘキ語句  
アルヲ要ス」という法理に拠った上で、「該文章ハ原告等ヲ明  
ニ指名スル者ニアラス」として原告の訴えを退ける形で終結す  
る。

ノルマントン号探検訴訟の判事橋徳五郎は、代言人訴訟に  
ついて「該事件ハ訴訟終結ニ至ラスシテ和解シタリ」<sup>20</sup>と述べ  
るに止まる。判決例を求める中橋にとつては取るころの少な  
い訴訟であつたらう。しかし、この一件は、「民間ニアツテ世  
人ノ耳目ヲ驚カシ社会ノ感覺ヲ轟カシタル一事ハ代言人ト日報  
社トノ訴訟コレナリ」<sup>21</sup>と言われるほどに世間の注目をあび、  
批評と誹毀にまつわる議論を引き起こすとともに、「特許言論」  
の法理の紹介のきっかけともなつたという意味で、批評ジャン  
ル成立期において一定の役割を果たした事件であつたと言ふこ  
とができる。批評の営為が訴えられたという危機的状況が、批  
評への自覚を促したのであつた。

### 三

次に、売薬訴訟を取り上げてみたい<sup>22</sup>。

明治十五年十月二十七日、「売薬印紙税規則」を定めた「太  
政官第五十一号」が布告される。『時事新報』（以下『時事』）  
はこの布告を受けて「太政官第五十一号布告」<sup>23</sup>と題する社説  
を発表し、売薬は病に効能がないので課税しても実害はないな  
どの点から、新税法は「当ヲ得タルモノ」であると論じる。

売薬の効能を否定したこの記事に対して、岸田吟香らを総代  
とする売薬商四十五名が、時事新報編輯長大崎鈔人を相手取  
り、営業毀損回復の訴訟を起こす。売薬商側は、社説中の「売  
薬ハ人ノ病ノ為ニ功能ナキモノナリ」、「無効無害コレヲ服スル  
モ可ナリ、服セサルモ亦可ナリ、水ヲ飲ミ茶ヲ飲ムニ等シク、  
香ヲ臭キ胡椒ヲ嚙ムモ同様ノモノ」、「名ハ薬ニシテ実ハ病ニ関  
係ナキ売物ナリ」といった文言が営業毀損にあたると主張する。  
彼らは売薬規則を遵守して営業を行っているのであり、売薬の  
効能を否定する言論はその営業の信用を毀損するとして、時事  
側に対して社説の取消文の広告を請求する。

これに対して、時事側は、社説は学問上の真理原則に依拠し  
て思う所を記したものであり、悪意もなく、特定の人名や薬名  
を指定しているわけではないので、誹毀には当たらないと反論  
する。また、売薬商側に明確な実害の証拠も見られないこと、  
売薬の有効性についての学術的な根拠も示していないことから、  
原告の請求に応じることはできないと主張する。売薬商側の主

張に対して、時事側は、売葉が無効であるという社説内容の点と、社説が学問上の意見に過ぎず、悪意もなく人名や葉名も指定していないので誹毀に当たらないという社説形式の点とから反論を構成していると言えよう。

この後、原被双方による対審が行われるが、ここでは、福澤諭吉年来の主張である売葉無効論と、政府の許可を得ている売葉は有効であるという売葉商側の主張との議論に多くの時間が費やされる。こうした審理を経て、東京始審裁判所は以下の判決を下す。

抑売葉ナルモノハ規則ニ依テ許可ヲ受ケ官序ノ鑑査ヲ経テ販売スル品ナルヲ以テ縦令薬功ニ僅ノ厚薄アルモノ之ヲ無効ト断言ス可ラサルハ更ニ弁ヲ俟タズ然ルニ被告ハ該社説ニ於テ水ヲ飲茶ヲ飲ムニ等シト云ヒ或ハ病ニ関係ナキ売物ナリト之ヲ極論シテ余地ヲ存セス如此自由言論ノ区域ヲ超ヘタル文章ヲ公衆ニ播布スルニ於テハ世人カ売葉上ニ於ル信用ヲ妨ケ即チ原告ノ営業ヲ毀損スベキハ勿論ナリトス<sup>(24)</sup>

この判決は、売葉は然るべき検査を経た上で政府の許可を得て販売しているので、それを無効と断言することはできないという、売葉商側の主張を認めるものであった。

この判決を受けて、『時事』は山中道正「自由言論ノ区域ヲ論ス」<sup>(25)</sup>を掲載する。山中は、「抑モ国家ハ事物ノ害ヲ除クト利ヲ起ストノ二者相待テ之ヲ進歩セシムルモノナリ而シテ其害ヲ除キ利ヲ起スノ事多クハ言論ノ媒介ニ依ル」と述べ、また「言論ハ他ノ一私人(中略)ノ私行私事ニ闖入スルヲ許サズ然レトモ人ヲ指名セザル事物ハ苟モ法律ニ触レザル限りハ自由ニ之ヲ論議スルヲ得」とし、言論の自由の利益と範囲の観点から、始審裁判に疑念を表明する。

さて、時事側は、始審裁判を不服として控訴する。控訴状に引き続き提出された論弁書で、時事側は、英法の法理を前面に打ち出して、批評と誹毀との区別に関する主張を行う。まず、誹毀の構成について次のように指摘する。

大凡誹毀トハ悪意ヲ挟デ不実ノ言語文章其他ノ方法ヲ以テ人ノ名誉ヲ毀損シ被害者ヲシテ他人ノ指彈侮辱ヲ受ケシムルノ行為ヲ云フナリ故ニ誹毀犯ニ要スル条件タル必ズヤ其目的タル人ノ確定セルコトト主害者ノ悪意アルコト及ビ其公布セル言語文章ノ不実ナルコト是ナリ<sup>(26)</sup>

さらに、正当批評の特権に関する英国法官「カムペベル」の言葉を紹介する。



批評ハ學問ノ進歩ヲ助ケ歴史ノ誤ヲ正シ物理ヲ発見シ道德ニ背クモノヲ警戒スル等ノ利益アリ故ニ書籍ノ如キ世ニ之ヲ公ニシタル場合ニハ世評ニ供シタルト一般ノ性質ナレバ苟モ惡意ヲ以テセズ又其人一身上ノ褒貶毀譽ニ渉ラザル限りハ如何ナル論難攻撃ヲナスモ批評權利内ノコトニテ之カ為メニ一個人ノ名譽ヲ傷クルモノニアラズ<sup>27)</sup>

こうした言葉を援用して、時事側は「惡意ヲ以テ加害ノ目的ニ出テ且ツ其人一身上ノ攻撃ニ渉ルモノヲ以テ誹毀トシ彼ノ學術進歩ノタメ又ハ社会公益ノ為メニ善意ヲ以テ物質ノ善惡技術ノ品評ヲナスニ止マリ其人一身上ノ行事上ニ渉ラサルモノハ皆ナ以テ正当ノ批評トシ之ヲ自由言論ノ区域内ニ置ケリ」と主張する。また、批評の対象についても、「出版ノ書ヤ發明ノ技術ヤ若シクハ売藥其物ノ如キ苟モ新聞其他ノ方法ニ由リ之ヲ世ニ公ニシタル已上ハ世人ノ品評ヲ免カレサルコトハ予知セサルヘカラス」として、世に公にされたものに対する批評の権利が主張される。

この批評と誹毀との区別に関する「カムペベル」の言葉が、『明治日報』社説の「著者訳者ガ今日其ノ著書ナリ訳者ナリヲ世ニ公ニシタルトキハ其ノ世ニ公ニシタル所為ハ則世人ノ批評

ニ供シタルト同一ナリ」や、「惡意ヲ以テセズ又著者訳者ノ一身上ノ毀譽褒貶ニ渉ラザル以上ハ決シテ咎ムベキ者ニアラザルナリ」<sup>28)</sup>といった言述の拠りどころとされたのである。つまり、「往々純然タル批評ヲ以テ誹毀トナシ遂ニ法廷ヲ煩ハスガ如キ非譽」とは売藥訴訟を指しており、『明治日報』社説は訴訟に觸発されて書かれた批評論として位置づけられるのである。

さて、時事側は、英法による誹毀の法理を構えて控訴審に臨んだのであるが、東京控訴裁判所は売藥無効の不実性を中心に審理及び判決を行った始審裁判を支持し、「結局始審裁判ノ如ク履行スベキハ当然ナリトス」<sup>29)</sup>と言い渡す。

時事側は、この裁判も不服とし、大審院へ上告する。大審院では下級審の不法性が審問されるため、時事側は、上告擴張上申書において、「抑本案の詞訟たる時事新報第二百二号の論説は果して誹毀犯を構成するものなるや否を審究するを第一の主点なりとす」<sup>30)</sup>とし、売藥の有効無効を中心に裁判を行った始審と控訴審の不法性を主張する。そして、「誹毀犯を組成せんには三条件あるを要す則ち其目的たる人を直接又は間接に指定せること加害者に惡意あること言語文章の不実なること是なり苟も此三条件を具備せざれば誹毀犯の成立ざること之を純理上より觀察するも又英米の私犯法に徴するも明了なり」とし、さらに、「凡そ人の身事に涉り之を讒毀する固となり惡徳にして



其人の名譽を傷ること論を俟たずと雖ども苟も學術進歩のため又は社会公益のため善意を以て物質の善悪技術の品評をなすに止まり人の行事に涉らざるものは皆な正当批評の権理にして之を誹毀と云ふを得ず」と述べ、批評と誹毀との區別、あるいは正当批評の特権の点から、『時事』社説は誹毀にあたらず、これまでの裁判は「法理を誤れる裁判」であると主張する。

明治十八年十二月二十五日、大審院は「本訴ノ要旨ハ時事新報第二百二号ノ論說ヲ以テ売葉營業ヲ毀損セシモノト為シ之ヲ取消サシムヘキ理由アリヤ否ヲ判決スルノ一点ニ在リ」<sup>⑧</sup>と述べ、売葉の効能如何の審理を不要とした上で、以下のような判断を下す。

右ノ論說ハ売葉課税ノ布告アリシニヨリ売葉ノ性質ヲ汎論セシニ止リ某売葉某營業者ヲ指名セシ事ナキハ勿論暗指セシ事モアラス其行文中語勢極端ニ馳セ少シク平穩ナラサル所ナキニ非スト雖モ原裁判所モ已ニ看認メタル如ク毫モ惡意ヲ包蔵セシ事ナシ是讒毀ナリトスルノ要件ヲ具有セサルモノニシテ刑事上ハ勿論民事上ニ於テモ何等ノ責任ナキ論說ナリトス

この判断を根拠として、上告審は控訴審の判決を「違法ノ裁判」と宣告する。これは時事側が提示した文書誹毀の法理が認

められた劃期的な裁判であった。

売葉訴訟は、時事側が社説の利益を保護するため、英法などを参考にしながら、批評と誹毀との間に区別のあることや、批評は有益であり特権を有する言説であるという考えを提示した裁判であった。そして、その審理と並行して批評論が書かれ、批評の意義が強調されたりもした。書籍に対する批評に話を限ってみると、「書籍ノ如キ世ニ之ヲ公ニシタル場合」<sup>⑨</sup>への批評の権利が主張されたことに先行されて、『明治日報』社説で批評の意義が主張されたという経緯を踏まえるならば、批評は文學進歩に寄与しなければならないとか、批評は公刊された書籍に対して論難攻撃する権利があるなどといった嚴格主義的な態度と熱意とは、法廷での争いを經由して生じたものであったと見ることが出来る。批評は有益であり特権に値するという法理の移入が、特権に値する鋭利で嚴格な批評を要請したという一面が、近代批評ジャンル成立の一端にはあったのである。

しかし、売葉訴訟では、法衙の責任において誹毀を定義することは行われなかった。また、葉名や人名の指定がないということに判決の重点が置かれていた。英法において正当批評の特権が説明されるとき、「刊行書類ヲ評スルノ類」(東京大学代行人訴訟擬判)や「書籍ノ如キ世ニ之ヲ公ニシタル場合」(売葉訴訟控訴論弁書)など、書籍に対する批評が正当批評の代表と

して想定されている。書籍への批評は、書名や著者名の指定を伴う場合がほとんどであり、誹毀の定義はそうした点を含めて考える必要がある。ノルマントン号探検訴訟の中橋判事が売薬訴訟の大審院判決について「未タ十分ニ所謂書讒ノ義解ヲ詳説セス」<sup>33</sup>と述べたのも、文書誹毀の定義が明記されていないことのほかに、不十分な定義に止まっていることへの不満もあつたにちがいない。そこで次章では、ノルマントン号探検の事跡に対する投書をめぐって、松尾徳三と増田萬吉との間で争われた裁判を取り上げることにした。

#### 四

明治十九年十月二十四日、英国商船ノルマントン号が和歌山県沖合で難破沈没する。外務大臣井上馨が「英民三十人余助力日本人二十人余悉ク死亡セシハ不思議」<sup>34</sup>と述べたように、この事件は当初から不可解な点が様々に指摘され、事実解明のためにノルマントン号を調査する必要が叫ばれていた。

こうした世論に応えるように東京府議會議員大岡育造はノルマントン号探検の共同事業を立ち上げ、「ノルマントン号沈没の事跡探検の爲め有志者の発遣する潜水者増田萬吉富川清一松尾徳三等の一行と共に沈没の場所に赴くことになる」<sup>35</sup>。この

時、大岡と増田萬吉は海路をとり、松尾徳三は陸路をとって現地へと向かう。時を同じくして、政府も内務参事官黒田綱彦を代表とするノルマントン号沈没所探検の事業を立ち上げ<sup>36</sup>、大岡は黒田に願ひ出て官民合同で探検が行われることになる。この探検では、潜水者によって海中に橋頭らしきものが視認されたり、海底に下ろした鉤綱にペンキのようなものが付着したことが確認されたりするが、ノルマントン号の所在の確認を得るには至らず、搜索は打ち切られる。

黒田に随行した増田萬吉は、この探検について次のように振り返る。

今回の事たる全国三千余万の憤ふる所と爲り其焼点は一に紀海に聚て船体搜索の一挙一動は三千余万の人心を左右せしむるに足る左るからに黒田参事官の搜索に力むるや誠に吾々の意中に出て従ふ吾々も敢て世の批難を受く可き事なし<sup>37</sup>

「全国三千余万」の関心を集めた政府の事業に参画した増田にとって、沈没場所の確認こそ得られなかったものの、その尽力は自負に足るものであった。橋頭の視認や、鉤縄に付着したペンキは、自らの持つ技術の限りを尽くして得られた成果なのであった。

さて、黒田一行の探検と入れかわるようには松尾徳三が現地へ入り捜索を始める。その後、富川清一も合流し、十二月十九日付でノルマントン号の沈没場所に関する以下の書状を毎日新聞社に送る。

其場所は是迄の浮標より二百間沖手の所にして海底五十五六尋沈船の向は東西に横倒れ（中略）と相見へ四十八尋半の処にてデッキの上手摺見へ候<sup>38</sup>

松尾と富川による調査結果は、沈没の場所と船体の向きとの点で黒田一行の成果とは異なるものであった。

この書簡が『毎日新聞』に掲載されるに及んで、増田萬吉は「五百金を懸け実否を糺す」（前掲）を『時事』に寄せる。この寄書は、挑発的な調子で松尾らの探検成果に疑義を差しはさむものであり、松尾は増田の寄書に対して、「富川清一松尾徳三は社会を欺き金と時間とを浪費するものに非ず」<sup>39</sup>と激昂する。これに対して、増田はまともに対応しなかったため、松尾は、横浜治安裁判所に名誉回復の勧解を願ひ出る。

増田の寄書は、富川と松尾が報告した「天草の潜水者八十治外二人を遣て船の手欄に銅繩を結び着けたりとか又た船体の横に転覆し居たるを見たる」という探検結果に疑問を投げるもの

であったが、そこには次のような記述があった。

①勝浦沖に於て四十八尋の海底に潜り入るとは事実にあらざる事

②二十尋前後の手際者が四十八尋底の手摺りに繩を結び付ける扱とは思ひもよらぬ事

③現場も知らず裸か潜りも知らぬものが如何して四十八尋底の手摺りに銅繩を縛り着けることを得んや世を誣るも亦甚しと云ふ可きなり

松尾は、①②③を「原告が探検の効蹟を蔑如したる」ものとし、また、③を「原告を侮辱したるもの」として、これらの文言が名誉毀損にあたと主張する<sup>40</sup>。

この勧解願に対して増田側は、富川と松尾が『毎日新聞』に書簡を発表したことが、「曩きに被告等の探り得たる場所なり浅深なり船体沈没の方位なり皆な之れ誤なりとの報道を公言し暗に被告が汗勞に依り得たる名誉を掩」ったのであり、『時事』への寄書は「自己の冤を雪ぎしもの」であると反論する<sup>41</sup>。また、松尾が名誉毀損を訴えた文言については、自分の「意見」を述べただけで、「少しも悪意を挟まず又不実の辱言を記したるにもあらざれば」、誹毀犯にはあたらないと主張する。双方

とも譲らず、勸解は不調に終わり、松尾は横浜始審裁判所へ訴え出ることになる。

ここからは、ノルマントン号探検訴訟の審理の過程を、始審の裁判言渡書によりながら追跡してみたい<sup>42)</sup>。

まず、訴訟の理由と請求が確認される。松尾側は、増田の寄書が名誉を毀損するものであるため、名誉回復のために寄書の取消と謝罪広告を請求する。それに対して増田側は、①寄書は技術上の批評に止まり名誉毀損にあたらないこと、②もし名誉毀損になるとしても、それは八十治に対してであり、松尾に対するものではないこと、③松尾の方が先に名誉毀損にあたる文書を発表したもので、自分の名誉を守るために寄書を書いたこと、という三点により、松尾側の請求に応じる理由はないと主張する。

原被双方の主張を確認した上で、判事の中橋徳五郎は、この裁判は増田の寄書が「書讒ヲ為シタルヤ否ヲ判決スルニ在リ」と審理の根拠を提示する。その際、「我国ニ於テ民事上ノ書讒ニ関スル法律規則」がないため、裁判は「泰西ノ法理」に拠って行おうと宣言する。次に、中橋は「泰西ノ法理」を根拠として「書讒」(Libel)が五つの要素によって構成されるという法理を定める。つまり、①「悪意ヲ以テスルコト」、②「書類ヲ以テ記載スルコト」、③「広布スルコト」、④「事柄ノ不実ナルコト」、⑤「名声ヲ汚損スル言語ヲ用ヒタルコト」であり、これら全てを具備するとき文書誹毀は成り立つとする<sup>43)</sup>。

この法理に拠りながら、中橋は、増田の寄書は大体において松尾らの探検事実について「被告カ自家ノ疑団ヲ記述シタルニ過キサレモノ」であり、松尾の「名声ヲ汚損スル言語」と断定することはできないと判断する。次いで事柄の不実性が審理され、増田の寄書は真否の確かでない事実に対する疑問であり文書誹毀にはあたらないとする。また、仮に松尾の探検事実を真実とした場合でも、それに対する疑問を記述するだけでは文書誹毀にあたらないとする。

ここまでの審理によって、増田の寄書が概ね文書誹毀に該当しないことが認められる。しかし、「現場モ知ラズ裸カ潜リモ知ラヌモノカ如何ニシテ四十八尋底ノ手摺ニ銅繩ヲ縛リ着ケルコト得ンヤ世ヲ誣ルモ亦甚シト云フ可キナリ」という文言のみは、名誉毀損と認めるに十分であるとす。まず、この言葉が新聞に記載されていることから文書誹毀の構成要素②「書類ヲ以テ記載スルコト」と③「広布スルコト」が満たされる。また「現場モ知ラズ」という文言は、松尾が沈没場所の勝浦沖に出張したことは事実であり、かつ増田もそのことを承知しているはずであるため、④「事柄ノ不実ナルコト」に該当する。同様に、「裸カ潜リモ知ラヌ」という文言も、潜水者の八十治が潜

水技術を心得ている事実を知りながらこのように記述したことは事柄の不实に該当するとする。さらに、「現場モ知ラズ裸カ潜リモ知ラヌ」という文言は、潜水営業者に対する業務上の名誉を汚損する言葉であり、「世ヲ誣ルモ亦甚シト云フ可キナリ」も名誉を毀損する言葉と認定され、⑤「名声ヲ汚損スル言語ヲ用ヒタルコト」も満たされる。文書誹毀の構成要素①「悪意ヲ以テスルコト」は、他の要素②③④⑤を具備する以上法律はこれを推測するとされ、文書誹毀の構成要素を全て満たすことから、増田の寄書は文書誹毀にあたることと認定される。

中橋は増田の寄書が文書誹毀にあたることを認定した上で、次に正当批評の特権の点から審理を行う。中橋は「学術上芸芸上ノ批評ニ至テハ之ヲ吾人カ通常使用スル所ノ言葉ニ比較スルニ法律カ之ヲ処スルコト極メテ寛裕」であり、その理由について「学術芸芸ノ批評ハ社会ノ進歩改良ヲ促スコト極メテ大ナルヲ以テナリ」とする<sup>40</sup>。その上で、増田の寄書には事柄の不实が認められるため、正当批評の特権による免責には該当しないとす。

このようにして、被告増田萬吉の寄書は名誉毀損と認定され、松尾の名誉回復の方法として、裁判確定日から一週間東京五大新聞に寄書取消広告を掲載することを命令して判決とする。増田側は、この裁判を不服として控訴するが、控訴審でも始審裁

判を大筋で認める判決が下され、増田側の敗訴が確定する。

この裁判は増田側の敗訴で終わったわけだが、中橋の判決には注目すべき点がある。勸解願の段階で松尾側は「探検の効蹟を蔑如した」点と「原告を侮辱」した点の二点を訴えの理由として挙げていたが、「探検の効蹟を蔑如した」と主張した箇所については、始審裁判ではほとんど誹毀とは認められなかった。増田の寄書は、松尾の探検成果への批判が記述される際には、多くの場合「聊か疑ひなき能はず」などの疑問形や仮定形で記述されており、これらの記述は探検事実を虚偽と断定したものでないため、誹毀には該当しないと判断されている。つまり、「探検の効蹟」についての不審や疑問は、批評の区域として寛容に扱われているのである。

この点は、増田が、富川と松尾の書簡が『毎日新聞』に掲載されたことで名誉を毀損されたと主張したことに対して、中橋が、この書簡は「原告等ノ自信シタル事実ヲ直書シタルモノニシテ書讒ノ一要素タル名声ヲ汚損スル言語ヲ用ヒタルヲ見ザル」と判断したことともかかわっている。富川と松尾は、彼らの探検事実在即して黒川一行の探検事実と異なる見解を示しただけであり、虚偽や悪意、あるいは汚辱の言語がない限り、名誉毀損には該当しないとされたのである。

松尾にしる、増田にしる、「全国三千余万」の注視の中、自

らの探検事実が批判や疑問の対象となったことが、そのまま彼ら自身の名誉への毀傷であると感じられたのであろう。自らが公にした事柄と、彼ら自身の人格とが未分化な状態がここにある。探検の成果への疑義は誹毀にあらず、探検者への侮辱は誹毀とされる。しかし、この切り分けは、松尾にとっても、増田にとっても、彼らの感覚とは隔たったものであつたらう。私力が力を尽くして発見した事柄を公衆の面前で批判することは、私に對する侮辱でもあるとする感性は、正当批評の特権の前に沈黙を余儀なくされるのである。

このように、ノルマントン号探検訴訟は、誹毀の定義が示されることで批評と誹毀との区別が明示されたこと、正当批評に對する寛容性が認められたこと、公開した人物の人格と公開された事柄とを切り離す認識が示されたこと、そうした事柄が司法の責任において判断された裁判であつた。

さて、この訴訟の判事を務めた中橋徳五郎が『出版月評』の社友でもあつたことは、民事訴訟の文脈と批評論との連絡を探る上で、何とも示唆的である。中橋は『出版月評』に「英米私犯法論綱」<sup>45</sup>等の批評や、「新著訳書批評一斑」<sup>46</sup>といった批評論を発表している。例えば、「英米私犯論綱」は次のような批評論から起筆されている。

今批評者カ筆ヲ執テ出版月評ノ紙上ニ頭ハレ批評ヲ始ムルニ  
当テ予メ読者ニ告ケントスルモノハ批評者カ批評ヲ為スニ当  
テハ著者ノ毀誉榮辱ヲ問ハサルコト評語ノ巧拙波暢ヲ顧サル  
コト是ナリ

「著者ノ毀誉榮辱ヲ問ハサルコト」とは、「本書ト本書ノ著者トヲ全ク分離シ」<sup>47</sup>といつた『出版月評』でたびたび指摘された批評態度であるわけだが、それは同時に、中橋がノルマントン号探検訴訟で示した、探検事実と探検者の人格との分離の問題とも通じている。また、「新著訳書批評一斑」は「銅臭アル著訳書」が流通していることへの憂慮を通して、書籍の自立を妨げる肩書や序文などを批判した内容であるが、これも書籍から人格につながる部分を取り除こうとした企図の一つと見ることができよう。批評をめぐる訴訟と批評論とはたがいに密接な関係を有しつつ、批評の意義や方法、さらには書籍のかたちまでも規制しようと企てていたのである。

高田半峰は、「西洋の批評家屢々其尖锐なる毛穎を弄して少壯の著述家をして綿々絶ゆるの期なき怨恨を懐かしむる」と述べ、そこに「能く批評家の職分を尽したる」証しを見ていた<sup>48</sup>。文学進歩を先導する尖锐な批評は、著作物から著述家の人格を分離することと引き換えにして得られたわけだが、いたって前

向きの高田の眼の中にさえも、どうやら「怨恨」の亡霊は映り 込んでしまおうらしい。

註

- (1) 「小説批評の変遷」『早稲田文学』明治二九・一〇・一七
- (2) 高田半峰「当世書生氣質の批評」『中央學術雜誌』明治一九・二
- (3) 「出版月評ノ発兌」『出版月評』明治二〇・八
- (4) 柳田泉「明治初期の文学思想 下巻」昭和四〇・七 春秋社
- (5) 「明治年代ノ文学ヲ論ジ併セテ批評ノ必要ナル所以ヲ説ク」『明治日報』明治一六・八・一〇・一四
- (6) 阪谷芳郎「統計詳説上」『出版月評』明治二〇・一〇
- (7) 森田文蔵「山居士ノ寄書ニ就キテ月評社ニ贈ルノ書」『出版月評』明治二二・四
- (8) 小森陽一「近代批評の発兌」(『批評空間』平成三・四)、富塚昌輝「『出版月評』の『批評』論」(『近代小説という問い』平成二七・九、翰林書房)、大貫俊彦「文芸批評家、内田不知庵の『出発』」(『文学・語学』平成二五・三) 参照。
- (9) 本稿の問題意識にとって、民事訴訟だけでなく、讒謗律等の法制度とそれをめぐる動向との考察が不可欠であるが、紙幅の都合上別稿に譲る。
- (10) 増島六一郎編『裁判粹誌 第一巻』明治二一・一二、日芳書院
- (11) 「ノルマントン号探検事件」『時事新報』明治二〇・一〇・二一〜二二
- (12) 本稿では、異質な言説が並置され野合される新聞の特質に意をためたいため、裁判言渡書等についても新聞から引用を行う。
- (13) 「名誉回復の勸解」『日日』明治一四・五・二三
- (14) 同右
- (15) 「日報社ニ係ル詞訟ノ顛末」『日日』明治一四・八・一
- (16) 九津見息忠「代言諸君ニ呈ス」『曙』明治一四・四・二二
- (17) 「筆誅ト讒謗ノ區別」『曙』明治一四・六・二三
- (18) ちなみに、本訴訟との関係は薄いですが、同じ時期に、書籍に対する筆誅ト批評に関する以下の記事がある。「如此ノ弊害(無益有害の著述翻訳の簇生)引用者注」ヲ刈除スルハ吾人新聞記者ガ痛ク筆誅ヲ加ヘテ其良心ヲ刺激スルト「レビウ」ヲ発行シテ著述ノ巧拙ヲ品評シ翻訳ノ精粗ヲ詳覈スルノ二者ニ帰セザルベカラズ」(東直之助「著述翻訳ノ弊害」『曙』明治一四・四・一二)
- (19) 「東京大学法学部演習ノ東京代言組合ヨリ日報社ヘ係ル名誉回復訴訟ノ擬判」『明法志林』明治一四・一一〜一二
- (20) 「ノルマントン号探検事件」前掲
- (21) 「明治十四年ノ紀事」『曙』明治一四・一二・二四
- (22) 売業訴訟の概要については、寺崎修「福澤論吉と裁判」(安西敏三ほか編『福澤論吉の法思想』平成一四・八、慶應義塾大学出版会)、瀬川信久「明治前期の名誉回復訴訟」(林屋礼二ほか編『明治前期の法と裁判』平成一五・三、信山社) 参照。
- (23) 「太政官第五十一号布告」『時事』明治一五・一〇・三〇
- (24) 「売業屋営業毀損の訴判決」『時事』明治一六・三・五
- (25) 山中道正「自由言論ノ区域ヲ論ス」『時事』



- 明治一六・三・一七
- (26) 「営業毀損回復之訴」『時事』明治一六・六・六〇八
- (27) 同右。時事新報側の代言人澤田俊三が依拠した英法の具体的な典拠については今後の調査に委ねたい。英法における文書誹毀 (libel) の法理については、塚本重頼『英米法における名誉毀損の研究』(昭和六三・二、中央大学出版部)、五十川直行『日本民法に及ぼしたイギリス法の影響(序説)』(星野英一ほか編『現代社会と民法学の動向 下』平成四・九、有斐閣) 参照。
- (28) 「明治年代ノ文学ヲ論ジ併セテ批評ノ必要ナル所以ヲ説ク」前掲
- (29) 「時事新報ノ敗訴天下ノ為ニ賀ス」『時事』明治一六・九・二八
- (30) 「売菜屋営業毀損之訴」『時事』明治一八・一〇・二九
- (31) 「売菜営業損害の訴訟」『時事』明治一八・一二・二六
- (32) 「営業毀損回復之訴」前掲
- (33) 「ノルマントン号探検事件」前掲
- (34) 「ノルマントン」号乗船日本人ノ消息調査ノ件」外務省『日本外交文書 第十九卷』昭和二七・三、日本国際連合協会
- (35) 「実地探検者出発広告」『時事』明治一九・一・一八
- (36) 「ノルマントン」号沈没所探検ノ復命書」『官報』明治一九・一一・一一〇
- (37) 増田萬吉「五百金を懸け実否を糺す」『時事』明治二〇・二・五
- (38) 「ノルマントン号の所在」『毎日新聞』明治一九・一一・二五
- (39) 松尾徳三「増田萬吉氏の寄書に答へ兼てお約束の五百金を申受たし」『時事』明治二〇・三・一
- (40) 「ノルマントン号探検事件の勸解」『時事』明治二〇・四・一八
- (41) 「ノルマントン号探検事件の勸解」『時事』明治二〇・四・二一
- (42) 「ノルマントン号探検事件」前掲
- (43) 中橋が依拠した「泰西ノ法理」とは Arthur Underhill, *A Summary of law of torts or, wrongs independent of contract* (3th ed. London: Butterworths, 1881) §. A. false and disparaging statement expressed in writing, or print, published maliciously by the defendant of the plaintiff と云ふ文書誹毀の定義であると推測される。
- (44) 正当批評の特権については、マナーヒル前掲書「Fair and just criticism of literary publications and works of art are privileged, provided the private character of the author or artist is not attacked」との記述がある。
- (45) 中橋徳五郎「英米私犯法論綱」『出版月評』明治二〇・一一
- (46) 金城法史「新著訳書批評一斑」『出版月評』明治二〇・一〇・一一
- (47) 阪谷芳郎「統計詳説上」前掲
- (48) 高田半峰「当世書生氣質の批評」前掲